平成２１年（フ）第８２０２号
東京都港区虎ノ門５丁目11番地２号　オランダヒルズ森タワー２階
破産者　株式会社ノトス
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２０３号
東京都港区芝４丁目16―１―2112
破産者　田中　淳一
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３６９号
東京都江戸川区清新町１丁目３番４―903号
破産者　株式会社猿若
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３７１号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ケ丘４丁目２―２
破産者　佐藤　考二
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６６４号
東京都港区高輪１丁目４番26号高輪東誠ビル510号
破産者　株式会社コォン・フォート
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６６５号
長野県上伊那郡南箕輪村3044―１
破産者　唐澤　友幸
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７５３号
埼玉県さいたま市中央区円阿弥７丁目363番地１
破産者　株式会社エス・ケイジャパン
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７５５号
埼玉県川口市戸塚４丁目27番15号、住民票上の住所埼玉県川口市飯塚２丁目２―１―603
破産者　小倉　　博
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４６３号
東京都新宿区新宿６丁目３―15―303
破産者　逸見智津子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４３３号
千葉県千葉市稲毛区柏台１番３棟308
破産者　山川　和人
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４３８号
埼玉県春日部市中央１丁目56―16―702
破産者　川野　和弘
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６９４号
東京都荒川区東尾久５丁目14―４―103
破産者　澤田　敏弘
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６９５号
東京都荒川区東尾久５丁目14―４―103
破産者　澤田　智子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６９６号
東京都北区王子２丁目22―10―801
破産者　榎本　英典
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８３４号
東京都世田谷区船橋１丁目37番７号
破産者　有限会社オール・エー
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８３５号
東京都世田谷区千歳台６丁目16―５―104
破産者　芳賀　　壽
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８４７号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目12―２　ブラウニーハウス岩楯１―111
破産者　三上　謙吾
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９６３号
千葉県市川市八幡６丁目20―４
破産者　舩路　照子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０６２号
千葉県習志野市津田沼３丁目17―13―205
破産者　坂本　卓司
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０６３号
千葉県松戸市新松戸４丁目88―３―301
破産者　沖坂佐苗衛
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１１２号
茨城県坂東市猫実1894
破産者　松崎　輝夫
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１７４号
千葉県千葉市稲毛区稲毛東６丁目５―16―502
破産者　内間　安哉
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部